岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要鋼

（目的）

第１条　この要綱は、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳（以下「検診手帳」という。）及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を交付することにより、受診促進を図るとともに、がんの早期発見並びに正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的として実施する女性支援のためのがん検診推進事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるとともに、市が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん又は大腸がんの検診（以下「５種類のがん検診」という。）において要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受けさせること及び個別に受診勧奨又は再勧奨を行うことにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条　本事業は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に基づいて市が行うがん検診について、国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成３０年３月２８日付け厚生労働省健康局長通知。以下「国要綱」という。）に基づき、子宮頸がん検診は２０歳の年齢に、乳がんは４０歳の年齢に達した女性に対し、検診手帳、クーポン券及び受診案内を一括して送付するとともに、クーポン券により子宮頸がん検診及び乳がん検診（以下「がん検診」という。）を受診するために必要な費用を助成するものとする。

２　前項に規定する事業のほか、市は、次の事業を実施する。

(1) 市が実施した５種類のがん検診の精密検査未受診者に対し、郵送等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への受診再勧奨

(2) 市が実施する５種類のがん検診について、郵送等による個別の受診勧奨又は再勧奨

３　市が実施する５種類のがん検診について、郵送等による個別の受診勧奨又は再勧奨を実施する。

（対象者）

第３条　市長は、令和５年４月２０日（以下「基準日」という。）に市内に

住所を有する者で次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を対象者として、国要綱に準じてがん検診台帳を作成し、検診手帳及びクーポン券を交付する。

(1) 子宮頸がん

| 年齢 | 生年月日 |
|---|---|
| ２０歳 | 平成１４年４月２日から平成１５年４月１日まで |

(2) 乳がん

| 年齢 | 生年月日 |
|---|---|
| ４０歳 | 昭和５７年４月２日から昭和５８年４月１日まで |

２　前項の規定にかかわらず、基準日の翌日以降に同項各号に該当する者が転入した場合は、前住所地で助成を受けていないことが確認できたときに限り、クーポン券を交付するものとする。

３　精密検査未受診再勧奨の対象者は、５種類のがん検診の受診結果において、要精検となったが、その後、医療機関において精密検査を受診したことが把握できていない者とする。

４　個別の受診勧奨又は再勧奨は、下表に定める年齢に該当する者に対して行うものとする。

| | 対象年齢 |
|---|---|
| 胃がん検診 | ５０歳から６９歳までの男性及び女性<br>（胃部エックス線検査は４０歳以上も可能とする。） |
| 子宮頸がん検診 | ２０歳から６９歳までの女性 |
| 肺がん検診 | ４０歳から６９歳までの男性及び女性 |
| 乳がん検診 | ４０歳から６９歳までの女性 |
| 大腸がん検診 | ４０歳から６９歳までの男性及び女性 |

（助成対象範囲）

第４条　市長は、検診の受診日において市内に住所を有する者が、市が委託した検診機関（以下「委託検診機関」という。）において市が定める有効期間内にクーポン券を使用して受診した場合に、検診費用を助成するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、検診の受診日において市内に住所を有する者が、クーポン券を受領する前に市が行うがん検診を受診（令和５年４

月１日以降の受診に限る。）した場合についても、検診費用を助成する。この場合において、検診費用の助成は、対象者の申請に基づき償還払いにより行うものとする。

（助成額及び助成内容）

第５条　助成額は、委託検診機関で受診した場合は、要した費用の全額を助成する。

２　助成の対象となる検診の内容は、次のとおりとする。

(1) 子宮頸がん検診　問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診

(2) 乳がん検診　問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

（助成の申請）

第６条　第４条第２項の規定に基づき償還払いにより助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業助成申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、第３号の書類については、申請者の同意を得て市で確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) がん検診受診結果

(2) 申請しようとするがん検診に係る領収書

(3) 住所地を証明する書類

２　前項の申請は、受診後速やかに行うものとする。

（決定通知等）

第７条　市長は、前条の規定による申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し、助成の承認決定後、申請者に対し、助成に係る金額を支払うものとする。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年５月１１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１２日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定

は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月２４日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月８日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年５月７日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１５日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１５日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１５日から施行し、この要綱による改正後の岩倉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要鋼の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。